

令和3年第1回

智頭町議会臨時会会議録

令和3年 1月21日 開会

令和3年 1月21日 閉会

智頭町議会

## 第1回智頭町議会臨時会会議録

令和3年1月21日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 1号 財産の取得について
- 第 5. 発議第 1号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の定数の変更について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 1号 財産の取得について
- 第 5. 発議第 1号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の定数の変更について

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

### 1. 会議に出席した説明員（5名）

町長 金 兒 英 夫

教 育 長 長 石 彰 祐  
総 務 課 長 矢 部 整  
教 育 課 長 國 岡 厚 志  
総 務 課 参 事 米 本 勝 彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子  
書 記 松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回智頭町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、岸本眞一郎議員、  
10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項並びに第199条第9項の規定に基づき、令和2年12月分の例月出納検査報告書並びに令和2年度定期監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、今臨時会の説明員につきましては、1月18日付けをもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4．議案第1号

○議長（大河原昭洋） これから、議案第1号 財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第1号 財産の取得につきましては、国が進めるGIGAスクール構想を達成し、一人一人の教育的ニーズに対応した、誰一人取り残すことのない学習を展開できる教育ICT環境を整備するため、小中学校の児童生徒に1人1台配置するタブレットパソコンを取得することについて、本議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号 財産の取得についての補足説明及び質疑を行います。  
質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第1号 財産の取得についての補足説明を求めます。  
國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、タブレットパソコン。取得する数量、360台。取得の方法、指名競争入札。取得する価格、2,118万6,000円。取得する相手方、鳥取市寺町50番地、株式会社鳥取県情報センター、代表取締役社長 湊正彦。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） このたび、1人1台の端末を整備するために、現在あるタブレットパソコンプラスアルファの台数、360台を購入するというのですが、現在のタブレット台数と、そのタブレットの利用状況というのをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 現在ですが、タブレットパソコンではなくタブレットとして、小学校中学校それぞれ100台のリースとして保有をしております。ただ、リースを年次計画的にやってきたもので、すでにリースアップをしているものが小学校中学校あわせて90台ございます。

そういったところで、今回360台導入しますが、その内訳としましては、小学校に230台、中学校に130台を予定をしております。残りの不足分につき

ましては、現在あるタブレットを利用しようという具合に思っております。

それと、現在保有をしているタブレットですが、それぞれの教科での学習等に活用しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 指名競争入札には、これは何社応札したのでしょうか。

それと、この入札落札価格と、最高と最低の価格差みたいなものがもしわかれば教えていただきたい。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） このたび4社指名をしまして、そのうち3社が辞退という結果となりました。入札につきましては1社で行いまして、1回目で落札ということとなっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 先ほど課長の答弁で、利用状況というのは各教科で行っているということですが、聞くところによると、使っている教科の先生と使われていない先生もおられるように見受けられます。今後、1人1台の端末を整備するに当たって、やはり先生方がですね、不慣れな先生と、真っ先にどんどん活用していこうという先生といろいろと温度差があるかと思えます。購入した限りにおいては、有効に使わなければ意味がないと思うんです。

それで、今後、先生方への研修というのが真っ先に必要ではないかと思うのですが、そのところの先生方に対しての研修に関してはどのように計画されているか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回のこのGIGAスクール構想ですが、令和2年度から本来ですと5年間かけて導入をするということで、国のほうが始めた構想でございます。ただ、この昨今のコロナ禍ということで、今年度に前倒しをして1年間でこれをやるということとなりまして、確かに教える側の体制というのは、徐々に県の教育委員会の研修であるとか、あと本町では、ICT支援員として、小学校中学校それぞれ2日間、半日を今年度、支援員として配置しております。

来年度以降、本格的に始まるということで、その支援員の体制も少し強化をできたらと思っておりますし、そのほか県教委であるとか、そういった研修にも積極的に参加して、教える側の研修も強化していきたいという具合に考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） こういうパソコン類の機械というのは、二、三年経ったら古くなっていくというような、本当に機械の更新が早いのですが、このたび一括で購入するというご判断ですけれども、リース方式ということも考えられたかと思えます。

リースと一括購入ということを検討されたのか、また検討されたのであれば、どういうデメリットメリットがあつての判断か、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほど申し上げましたが、現在保有をしているタブレットについては5年間のリースで、年次計画でそれぞれ1年間に30台であるとか、40台という具合に導入をしてきております。ただ今回、この国のGIGAスクール構想につきましては、リース物件としては対象にならない、補助金の対象にはならないということで、購入ということにしております。

それと、今回、タブレットパソコンということで導入を予定しておりますが、タブレットパソコンは、通常のパソコンよりは余分なソフトが入っていないということで、より長持ちもしますし、導入も軽快に動くということで、今回はクロームブックというタブレットパソコンを導入する予定としております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 私が調べた限りにおきましては、このGIGAスクール構想1人1台端末におきまして、リース方式は自治体により検討可能であるというような回答をホームページに載っておりました。なので、リースとの比較検討がなされているものだと思っていたのですが、勘違いですかね。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） リースとなると、毎年の負担が発生します。今回、この補助金で一括で購入をしてということで、この結果になっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） いざ購入して授業で活用しようとしても、教材がインストールできないであったり、ネットワークに接続できないというような初歩的な問題が起こっているというようなところもあるそうです。今回の契約に関しましては、導入後のサポートも見込みの上での契約かどうか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回の導入には、サポートは含まれておりません。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） そうしましたら、先ほどお伝えした問題、トラブルが起こった際はどのような対応をされるか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回のタブレットパソコンの導入に先立ちまして、すでにご承知かとは思いますが、ネットワークの整備、それとタブレットパソコンに関する保管庫というようなものを導入しております。特に、ネットワークの整備につきましては、これまで以上に、軽快につながるような強化をしております。

そういったこれまでのトラブルのようなことが発生することは少ないとは思いますが、今後トラブルが発生しても、先ほど申し上げましたICT支援員等で対応したいという具合に考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 今使っている既存のパソコンと、このたび購入する新たなパソコン、クロームブックが併用されるわけなのですが、どのように使い分けるのか、みんなに同時に新しいノートパソコンが来るんだったらわかるんですけど、古いものもある。その古いものは、どうやって1人1台にしていくのか。そのところをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先日の総務常任委員会でもこれはお伝えしておりますが、1人に、新しく配置をするタブレットパソコンと、これまであるタブレットを配置するわけではありません。

総務常任委員会でも説明しましたが、小学校の低学年についてはタブレットを使用して、高学年であるとか中学生には今回導入するタブレットパソコン、これはキーボードがついておりますので、よりノートパソコンに近いようなものでご



ございます。そういったもので、低学年、高学年、中学生と使い分けをしたいという具合に考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。  
暫時休憩します。

議員の皆さんは、全協室のほうにお集まりください。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時21分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第1号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．発議第1号

○議長（大河原昭洋） 日程第5、発議第1号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の定数の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 発議第1号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の定数の変更についてを提案するにあたり、その理由を述べさせていただきます。

令和2年10月に開催した議会報告会では、これまで議会活動を充実してきたものの、報酬増額や定数維持の根拠が見えない、説明が不十分である、議会・議員が何をしているか分からないなど、多くの厳しい意見が挙がり、議会として大

いに反省すべき共通認識をしました。

議会報告会で寄せられた意見を踏まえ、町民のもとへ足を運び、様々な意見に耳を傾け、町民の意見を町政に反映する活動を一層推進していくため、令和2年12月定例会において、発議第9号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置に関する決議を提案し、賛成多数で可決されました。

この特別委員会は、町の最高意思決定機関である議会の役割と責任を果たすため、今後の議会・議員活動の充実を図り、住民の議会への理解と関心を高めるための調査・研究を行うことが目的であることから、議員全員が所属し活動することを協議してきましたが、発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてが同時に提案されたことから、委員会定数をやむなく9人としました。

しかし、特別委員会の設置が可決されたことにより、住民自治の根幹として、議会・議員活動の充実と見える化を進めるためにも、議員全員が所属し活動することが望ましいと考えました。

以上の理由により、委員会の定数を9人から12人に改正するため、智頭町議会委員会条例第5条第2項の規定により、本議会に上程します。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） ただいま、定数を9から12にするという提案がなされました。しかし、ここの定数を9にするところで、以前の発議では、この委員会定数をやむなく9人としましたという具合にしておりますが、今回は、議員全員が活動するのが望ましいという具合に理由として述べられております。

前回、私がこの9人にした理由について聞いたところ、提案者は、町民のもとに出て行くのに、意見が違った人がいると町民が混乱をするから9人にしたんだというお答えでした。今回、12にするということについては、意見が違った人が入っていても問題ないという認識に立たれているのでしょうか。そこら辺、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） あの時点での、8号と9号の趣旨の違いということについては、言うまでもなく、8号においては、来期の議員が説明あるいは判断に当たることが前提であり、9号においては、現議員が議決の責任において説明をするという趣旨であり、方向性として全く異なったものであるということについては、すでに全議員が認識をしておられるということのように思います。

その認識に立ち、8号の直後に9号ということでございますので、その時点でまだ議会の意思が示されておらない状況の中での、質疑であるということですから、そういうこともあり得たかもしれない、ただ問題として、今提案している部分にあるものとして、これは9号が可決されたということは議会の意思であり、議会の意思であることは、その意志に従うというよりは、それは当然であることですので、自らの意思によって加わる加わらないということはありません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 前回の発議9号が議会の意思で決定された。本来なら、決定されたなら、反対する人もそこに入るのが常識だということは、それまでそうでしたが、定数を9とされた以上については、そこに入ることができない現状があったと。だから、そういう現状を、今回はそれがやっぱり正常でない、議長も全員協議会の中で、本来の姿に戻すんだという説明でした。私はやはり、正常でなかったものを正常に戻すんですねとそのときお尋ねしたんですが、議長は、そういう認識でなく、本来の姿に戻すんだという説明でしたが、やはりこの9人というのが議会活動のあり方から見ると、智頭町議会基本条例から見ても、本来の姿ではなかったと。だから、それを今回本来の姿に戻すんだというときに、8号と9号の意見の違いがあったから9人にしたんだという理由を、多分今でも考え方の中に、議会の議員の中にそれぞれの考え方の違い、方向性、これまでの全協の中でも、議長がはっきり3つくらいの考え方の違いがあると言ってきたのですが、そういう違いのある考え方を含めて全員が議論をしていくというのが本来の姿だと私は思っています。

それを、発議9号では9人という制限を設けた。そのことが、本来なら智頭町の議会基本条例から見ても正常な姿ではなかったと。だから今回それを12人という正常な姿に、意見が違う人も含めて議論をしていくんだという姿になってくるんだと思うんです。ですから、前回9号のときに説明をした、違った意見の人が入ると町民が混乱をするという考え方が、今回12人にするとやっぱり考え方

の違う人が入っていくんですが、そこについてはどういう認識でしょうか。問題があるのかないのか、違う考え方の人が入っても問題ないという認識なのか。そこについて、お答えください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） あのときの質疑に対する部分では、そういったことも当然考えられるといったことの中で、そういうふうには答弁させてもらったと。しかし、可決をされ、それが議会の意思となった以上、そういった判断とか、あるいは考え方というのは、もうすでになくなるというのが前提ですので、あの時点での私の答弁というものがどうこうと言われますが、そういうことも考えられるという中で皆さんの判断を仰いだということですので、一番大事なのは、決まったことに対して、それが当時の状況がどうだったかというようなことは、決まるまでと決まったあとでは大きく変わってくるということだけは普通の話ですので、特別に変わったことではありません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 決まったことというのは、9人で委員会を構成するということが決まったんです。今、提案者は、決まったことに従うのがと言っていますが、当然、決まったことに従うのが9人の構成員、そこに従う。だから、残りの3人は、今活動をしている議会活動の充実に関する調査特別委員会には入っていない。それが現実なんです。だから、それが正常でないから、本来の姿でないから、12人に今回戻しましょうという理由なんですね。だからそのときに、考え方の違った人が入っても町民が混乱するとか、そういう考えは変更したという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 変更というのは、それはその時点ではできなかったということについては、2議案が提案に至るまで、再三、議長のほうからもいろいろなお話があったかということだけは、岸本議員はすでにご存じであると。その中で8号を提出するということに、9号も提出されるという状況の中では、9号のほうには加わることができないという意思表示を確認をされた中で、議案として上程する以上、数字を曖昧にすることができない、それによって、やむなく9人になったというだけのことであって、可決された以上は、本来あるべき12人というのが当然のことでありまして、特別に数字を変更する理由として、9人が12

人ということに対して、どうのこうのということとは決してないと。12人が、本来あるべき姿であったが、8号と9号の性格の違いにより、3名の議員さんが参加できないという意思表示を確認した中で、9ということになったことが前提であると繰り返し申し上げます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あくまでも意思確認したと言いますが、やはり、本会議での意思確認というのが、私は効力を持つ意思確認というものはないと思うんです。この間も言いましたように、9号の議決の時に12人が全員が賛成したら、どうなるんですか。定数が9です。9の議案に12人が全員賛成したら、どうなるんですかと聞いたら、本来、それも可能性としては十分ある話なので、じゃあ誰を、3名を除いた委員会活動にするのか。本来、定数とかそういうものを考えるときに、そういう可能性も含めて定数というものを考えなければ、途中でどういう考えだったかということは、当然参考としては考えておくべきでしょうが、やはり議員の意思表示というのは、本会議での意思表示が最終的な意思表示です。これに基づいて決まっていく。全員協議会の中で意思表示したとしても、それは途中の意思表示であって、当然、変更するという可能性は十分ある話だと。それをもって、途中の意思表示がそうだったから定数を9にしたというような、理由としては私はおかしいことだと思います。

私は、長々とこの部分については質問する気はありませんが、要は、違った意見の人が今回12人という形で入って行って、町民のもとに出て行って、違った意見の人も町民の方に聞いてもらったりする活動が、今回新たに提案された議会活動の充実に関する調査特別委員会のできるのかどうか、そこら辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 議会の意思として決定したことにおいて、皆さんに説明するわけですが、意思を示すまでの、決定までの自らが判断する材料については、何ら問題なからうかと思えます。それすら話せないというようなことは、こういった形の中での、様々な意見を求める中においては制約されるものではないという判断です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、制約されるものではないということを知りましたの

で、いろんな考え方を述べることができるという具合に、私は判断させてもらいました。

もう1つお聞きしたいのですが、今、町民のもとに出向いて、町民との距離を縮めるためにいろんなことを説明しているというお話です。一つには、町民の意思、民意を集約するための手段、それはどのような形で集約しようとしているのか、そこについてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 意見の集約ということについて、よく言われる話がありますが、数をどうなのかこうなのかということをおっしゃりますが、それにおいて全てを判断するほどに数が集まるわけではないということについては、これはご理解いただきたいと思えますし、判断をする中で、今の状況というのを考えますと、我々は前提を持って臨んでおるわけではございません。前提は持たずに臨んで、様々な意見を聞くということになる場面においては、これは議員が当然1人で出かけるわけではございませんので、複数人間が、その会場の中での皆さんお考え、あるいは発言を聞いた中で偏ってくるわけです。それが基本の班という形の中で行われますけど、その班の中での意見集約、あるいは意見をまとめたものの突き合わせ突き合わせ突き合わせが行われた中で判断される。それが本来であろうと。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、この意見集約をするときに一番大事なものは、やはり根拠に基づいた、客観的なものに基づいた意見集約をしないと、要は、議員の主観に基づいて意見集約がされるんじゃないかという、町民の方もそういう疑問を持っておられます。だから、意見集約をする場面においては、客観的なものに基づいた意見集約をしないと、出て行った議員の肌感覚等で意見集約をされると、本当の民意の意見集約につながらないと、私はそういうところに危惧を持っておりますので、聞くところによりますと、特別委員会の中では、例えばアンケート方式のものをしようという提案がされたけど、それは否定された。それで現在は、自由な意見をお書きくださいという形を取っているんですが、町民の方からいろいろ聞きますと、いきなり説明を受けて最後にやり取りをして意見を書いてくださいと言われても、なかなか個人的に自分の思いを率直に書くことが難しいんだと。出席した人の何人くらいが書いているのか私はわかりませんが、せつか

く出てきた人が自分の思いが書けない、率直に書けない、本来ならアンケートみたいに選択肢なら十分そこで意思表示ができるけど、自由にお書きくださいというような状況では、なかなか意思表示ができないという声をたくさん聞いております。そういう中で、議員の皆さんが各会場の意見集約をする場合に、やはり気をつけていかないといけないのは、客観的なものに基づいて、意見集約をする。うちの集落でも説明会がありましたが、録音もない、記録もないような状況の中でどうやって意見集約をするんだと、参加者からも質問が出ました。やはりそこら辺において、意見集約をする際には、客観的なものに基づいた意見集約ができるのかどうか、再度、そこら辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 大多数の町民の皆さんは、何ら説明もない状況の中で判断をすることができない、だからこそ、足を運んで説明をさせていただき、その判断の一助とするという目的と、またご意見等をお伺いするということが、本特別委員会のそもそもの目的であります。議会が今何をしているかわからない、議員が何をしているかわからない状況を、そういうご意見に基づいて説明をさせていただくわけです。説明させていただいたことを聞いてもなお、判断あるいはそこで記述することが難しいと言われるのは、ある意味、当然と言われれば当然なのかもしれませんが、しかしそれは、それなりに書いておられる方がおられるというのは、全ての方が全てのことを納得いくまでできるものなのかどうかということについては、これは言うまでもなく不可能であるということです。であるがゆえに、いわゆる議会というのは代表制であるということです。全てのこと、一言一句間違いなく全部皆さんにご理解いただけることが望ましいにかかわらず、それができないということは、基本的には議会が議員の責任においてそれを判断し、それを議決するという、これが代議制の最も普通の話でございますので、それを全ての方にとられることについては、望ましいことではあるが難しいということが前提の中で代議制が取られておる、こういうふうにご理解いただきますよう。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、全ての人に意見を言ってください、書いてくださいということを言ってるんじゃないです。説明会で出席した方が、意見や書いたもの、そのときに出た質問や書いたものが客観的なものに基づいて意見集約をし

ていただきたい。谷口議員が言われたように、最終的には議員が判断、代表制で判断するという点については当然でありますので、その判断をするに当たって、客観的なものに基づいて判断をしていけるのかどうか、そこについて私は質問しているのでありまして、全部の人に意見を求めてくださいというのではありません。再度、もう一度聞きますが、やはり客観的なものに基づいた意見集約をしないと、町民にそのことが信頼されないということをご理解の上、もう一度お答えいただきたいと思います。

○町長（金兒英夫） 議長。

○議長（大河原昭洋） 金児町長。

○町長（金兒英夫） 暫時休憩を求めます。

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩とします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時46分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどから、質疑答弁が行われておりますけど、この議員発議に関しましては、定数を9人から12人にする、それについて質疑を行われる、それに対して答弁が行われるというような状況でございますので、委員会のあり方であったり、その中身、住民の皆さん方の意見の集約方法については、ここで議論すべきではない、委員会の中で十分に今後どういうふうにしていくかということは議論すべきであるというようなことでありますので、そのあたりも十分ご理解をいただいて、質疑答弁をお願いしたいと思います。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議長が今言われたように、これを委員会の中で議論すべきだと言いますが、やはり発議に当たって、その目的、ただ単に、今回9を12にするという目的よりも、この委員会活動をそもそも何の目的であるかということも含めて提案しているわけで、この目的等について私は質疑しているつもりなんです。それが本会議においての、議員の闊達な討議というものにつながると思っております。これを議決してから委員会の中でというよりも、議決をする前に十分議論、質問をして、納得してから賛成するか反対するという意思表示、そのあとで委員会でいろんなことを議論するというのは当然ですが、やはり本会議の中でしっかり質問するというのが当たり前だと思っております。



だから、この定数9を12ということに絞って議論をというのは、私はちょっとおかしいのではないかと思います。

それで、私の次の質問については、従来、9月の報酬アップの議決、そしてその議決の重みを十分住民に理解してもらうためにということで議会報告会を行い、そこで、この今回の提案理由にも書いてありますように、いろんな多くの反対等の意見が出ました。そのことを受けて、議会としてもっと町民の、報告会に参加した人以外にも、いろんな意見を聴取すべきだと、この報酬問題についてですよ、そういうことで12月定例まで活動してきました。

個々の議員が町民のもとに出かけて、議員報酬について様々な意見を集約してきたんですが、議長が言われたのは、議員個人が集約しても、なかなかそれが全体としての考えにつながりにくいので、特別委員会をつくるんだという形で提案してきて、今こういう形になっているんですが、この特別委員会の形が私は少し変質してきているのではないかなと。

これまでは、9月の議決の重みを十分に町民に理解してもらうために、町民のもとに出かけるんだと言っていたのが、今では、議会のあり方を問うために町民のもとに出かける調査特別委員会をつくったんだと。どうも9月の議決、報酬の問題というものが、すり替わっているのではないかという気がします、提案者についてはこの特別委員会の目的等について、もう少し明快に答えていただきたいですが、やはりこの調査特別委員会の主たる目的は、この報酬問題を町民がどう考えているのかどうかということが、この特別委員会の主たる目的なのか、そこについての答弁をお願いします。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） お尋ねの件については、主たる目的はということですが、それも一つの要素です。実際に出かけて行くに当たって、それだけを議会の説明あるいは目的にしているわけではございません。

求められる議会像、求められる議員像、そういったことも含めて皆さんの意見をお伺いをし、あるいはそこに対して議会が今までに改革してきたことについて実績をお示しするということがありますので、それだけが全ての目的であり、そのためにだけ行うというものではないということをご理解いただきたい。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 確かに、報酬の問題だけが全てではないと私も理解して

いますが、やはりこの特別委員会をつくった動機というのが、要は、9月の議決における町民の様々な反応、そういうものも含めて、報告会に参加した人以外にも十分に意見が聞きたいというのが、そもそもこの特別委員会をつくった主たる目的だと私は理解しております。そのついでに、ついでにという言い方が語弊があるかもしれませんが、あわせて議会のあり方ということを行っているようですが、私は逆に問いたいのは、この特別委員会を実行するに当たって、議会基本条例をしっかりと検証した上で、特別委員会の活動をしているのかどうか。議会のあり方、議員のあり方、しっかりこの智頭町議会基本条例には載っております。これが最高規範です。その最高規範がしっかり実現できているのか、そこを検証した上で、この特別委員会が町民のもとに出かけて行くということをしなければ、町民の声によって、議会のあり方、議員のあり方を決めていくというのは、私は逆だと思うんです。自らが検証した上で、ある程度、町民の方の声、意見を参考にしていく。それがこの議会基本条例を全うする手段だと私は思っておりますので、町民の声を聞くために出て行くということよりも、やはり議会基本条例をこの特別委員会が検証する必要があると思いますが、この基本条例を検証した上で活動しているのでしょうか。そこはどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 岸本議員、これは質疑の範囲をやはり超えているということでございますので、そのあたりも十分踏まえての質問をお願いしたいと思います。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この特別委員会の活動に当たって、議会基本条例を委員会として、今この議会基本条例に基づいてどのように活動しているのかということを検証しなければ、そこができていなくて、町民に議会のあり方、議員のあり方はどうですかと聞くスタンス、検証した上でそれが行われるべきだと思っておりますが、この特別委員会はそういう検証をした上で活動をしているんですかという質問です。

私は、かけ離れている質問だと思っております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 全ての議会活動、議員活動は、基本条例に基づいて、則って行われておるわけです。それにおいて、今の活動がどうなのかこうなのかというお尋ねですけど、基本条例に書かれております部分の中において、説明責任

というものが足りていなかったということを議会全体が判断したわけです。その足りていなかった説明責任を十分に行おうではないかということ、今のこの特別委員会は担っております。当然のことながら、それにおきます意見聴取というものは、そういったことを前提に行っておるということですので、基本条例においての部分というのは、常にそれはやっておる、それが念頭にあって様々な活動がある、なされておるがゆえに、足りない説明責任を充足するために、この委員会の設置の目的の一つとして行われておるといふふうに、これはもう、それ以上でもそれ以下でもありません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、説明責任をという話が出ましたが、今回一番問われているのは、要は、議決する前の説明責任が足りていなかったんだと。議決前の説明責任と、議決したあとの説明責任というのは、全く質が違うものなんです。議決をする前にしっかり町民に説明し、町民の意見を聞き、そして議決をしていく。決まったあとに、こういうことが決まりましたと説明するのは、説明責任ではなく報告なんです。今の議会の状況においても、その説明責任、情報公開が十分にできていなかった。事務局の中に入っていくと、守秘義務の遵守というようなことが書かれて、決まったことでないと町民に説明できない、そして、委員会の話が外に漏れるのはおかしいというような状況が出ています。住民に対しての説明責任が十分に果たせていない。私たちがいろんなことを決めるまでの説明責任が果たせていない。その現状認識については、どのようにお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 岸本議員に申し上げますけども、先ほどの発言に関しましては、議題外にわたっていますので、十分に注意をしていただきたいと思います。

これは、これ以上ここで議論させていただきましても平行線ということになりますので、そのあたりも十分踏まえての質問をお願いしたいと思います。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 説明責任というのは、様々な形で、手段をもって行われます。議会は、3月の最終報告をもって議会だより等にも、またそれ以前にも、今こういう議論の中でありまして、昨年はそれができなかったという。それを何とかしてやるべきであるということの中でおりましたが、さらにその状況も難しくな

っておったと、そこで10月にやっとできたというのが現実です。

その中で、まだ足りないと言われるわけですので、言われるからというのではなく、そのご意見があるわけですので、そのご意見にも応え、なおかつ、わからない見えないという部分に対しても説明をする。これは至極当然のことです。それ以上でもそれ以下でもないということは、先ほども申し上げたとおりです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありますか。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） おおむね、先ほどからのやり取りで、私の言いたいことも含まれておるのですが、ただし、昨年12月の定例会でこの特別委員会の設置があったわけですが、そのときに私は発議8号に賛同をして、やはり一度、9月の発議で改正された条例を元に戻した上で、住民のもとに出向いて説明するという形であるべきだろうということで、意見を議長に対して申し上げた。そういった意見の中で、そういう方はこの特別委員会には入れないんだということで、定数の中に加われなかったわけです。今回、こういう形で定数9から本来の姿であるべき12に改正するということは、そういった考えが十分発言できる機会があり、そういった声を聞いてもいいという形の中での改正なのか。それについては、今後加わって活動する中で参考にしたいと思っておりますので、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そこら辺のところは、少し認識の違いがあるということを感じておりますが、再三、議長のほうから、9号に対する部分でお話があったかというふうに思っております。それは何であったかと言いますと、やはり今の議員が議決責任をもって説明をするというのが本来であろうということの中で、そうなったわけです。その部分で、8号との違い、先ほど岸本議員のほうにお答えさせていただいたとおりです。何よりもかによりも、我々は、議決をした責任をきちんと果たすべく、説明をするということをしておりますので、入れないとか入るとかということについての部分というのは、そもそもない。ないし、そのことについて議論したこともない私は認識しております。ですので、これは本来のと言われますけれども、委員会であれ何であれ、そこで決したことは全体の意思でありますので、その意思は、いわゆるそこに委員会の中での発言あるいは議会

の中での発言が仮にどうであったとしても、それは全てにおいて議決した以上は全体の意思である。全体の意思に対しては当然、議員としてそれに加わり、また議会として活動するのが義務であるというふうに、これは何度も、今までにも、前回の提案に至るまでにあったとっておりますし、これは私一人の見解ではございません。議会の共通部分です。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 12月定例会最終日に出された発議8号は、議員報酬を改正前の額に戻し、次期選挙で選ばれた議員が、改めて報酬・定数について町民に説明し、意見を取り入れながら新たな報酬・定数を定めるという内容であり、同じ日に提出された第9号は、今いる議員が、議決した責任として、全87集落を回り、様々な意見に耳を傾け、また議会内容を伝えることで開かれた議会を目指すとともに、議会がより身近な存在となるために、町民からの意見を町政に反映していく活動を一層推進していくべきというものだったと思いますが、違いますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そのとおりであろうとっております。その時点で見解の相違があったから、8号と9号とに賛意を示された方が、それぞれにあったと。その結果、8号は否決、9号は可決。それに基づいて、議会の意思として示されたということだと思っております。

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩します。

1時間を経過しましたので、換気をさせていただきますと思います。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

少し、本会議場での質疑が、議題を超えての質疑が行われているようでありますので、先ほどの質疑の中では、特別委員会の中身についての質疑が行われております。これは12月定例会で、特別委員会の趣旨に関しましては可決されて、今活動していただいていることでございますので、今回の議題である定数を変更するということに関して、どのように考えているのかというような質疑にとどめていただきたいと思いますので、そのような対応でお願いしたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 確認です。

12月の定例会のときにはですね、発議8号が出された。消極的な発議だったと思うんですが、3名の方が、白紙に戻して次の改選期で当選された議員に委ねるべきだという、どちらかというとは私は無責任だなというふうに感じました。

そして、それに対して同日に出された発議9号、これは我々が可決した議決を、責任を持って説明をしていく、また、議会との距離が開いているからということもお聞きして、それを縮める努力をしていく活動をやるということで発議9号を提出させていただきました。言えば、真逆の案が2つ出されたわけです。

そこに、発議8号を出された方が、まさか9号のほうに可決で賛成されるとは思いませんし、発議を出すときに定数も決めなければいけないので、その段階で皆さんに意思確認をした中で9人というふうになったんですが、現状ではやはり、ちゃんと12人の議員全員が活動すべきだということで、今回の定数の変更がなされるという発議が出たと私は思っておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 河村議員の質問の趣旨そのとおりでございますので、重ねて同じ言葉を使いますが、それ以上でもそれ以下でもないということです。

○議長（大河原昭洋） ほかに質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

急な停電のため、暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時20分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議長は先ほど、この発議の趣旨が、9人から12人にするというのが趣旨なので、そこに絞って質問というお話でしたが、この間の全協で確認したのは、確かに9号では、提案理由について説明をし、質疑をし、可決されたんですが、当然この発議1号については、9号と別ものだという認識だというお話だったと思うんです。9号の修正案ではないんだと。改めて1号として発議をするんだと。ということについては、提案理由について、全般について質

疑ができる。ただ単に、9人を12人にするだけに絞っての質疑という私は話ではないと思います。そういった趣旨の中で私は1つ確認をしたいんですが、町民のもとに出向き、足を運び、様々な意見に耳を傾け、町民からの意見を町政に反映する活動を一層推進していくためとしておりますが、今回、大きく町民の意見の中に出てくるのが、やはり議員報酬アップについての意見だと思うんですが、この町民の議員報酬に対しての反対意見が多かったときへの、どのような議会として取りまとめをして特別委員会として報告書を出すような形になるのでしょうか。そこについて最後にお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 本来の趣旨からは外れておるとは思いますが、あえて答えさせてもらいます。

現在は、一人でも多くの声を聞くために、今まさに活動をしているさなかでございます。私の私的意見をもって答弁とするには、あまりにも矮小な話であろうかと思っておりますので、これについては、全て私が答えたことがどうこうということになられてもおかしいことでございますので、まだその部分には全然至っていないということです。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では、委員会として町民の意見を聞いて、その町民の意見を尊重していくというスタンスに立っているのか、そういったところもまだ決めていない、とりあえず町民の意見を聞こうという段階での説明会、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 先ほど、議長のお話があったとおりです。12月の定例会で延々と質問に対して答えさせていただきました。何ら変わるものはありませんので、もうこれ以上、同趣旨の質問については、議長のほうからもお悟しをいただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 24 分

再 開 午前 11 時 24 分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会活動の充実に関する調査特別委員会の委員の指名表をお配りしております。ご確認いただきたいと思います。

この名簿のとおり委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前 11 時 26 分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年1月21日

智頭町議会議長

智頭町議会議員

智頭町議会議員